

原子力問題に関する件
(原子力のいわゆるバックエンドにかかる課題)
—国会の役割：推進・反対の枠を超えて超党派で取り組みを—

原子力問題調査特別委員会

2025年5月15日（木）

鈴木達治郎
長崎大学客員教授
NPO法人ピースデボ 代表

論点

1. 国会の役割：行政府の監視と立法
 - ・当委員会の役割：推進・反対に関わらず解決が必要な課題に超党派で取り組むべき
2. 高レベル放射性廃棄物処分
3. 福島第一原発の廃炉と復興

国会と当委員会・アドバイザリーボードの役割

- ・国会事故調提言
 - ・**提言1**：規制当局を監視する目的で、国会に原子力に関する問題に関する常設の委員会等を設置する
 - ・この委員会は、事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う
 - 当特別委員会の設置？
- ・**提言7**：独立調査委委員会の活用
 - ・本報告では扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料の問題等について、調査審議するために、国会に、原子力事業者および行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関を設置する
 - 当アドバイザリー・ボードの設置？
- ・**推進・反対に関わらず解決が必要な課題**に超党派で取り組むことが望ましい

超党派で取り組むべきバックエンド課題

1. 高レベル放射性廃棄物処分：「特定放射性廃棄物に最終処分に関する法律」の改正
2. 福島第一原発廃止措置：「福島第一原発廃炉法」の必要性

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (2000年)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000117>

- ・第1条（目的）「**発電に関する原子力の適正な利用に資するため**・**使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分**を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、**発電に関する原子力に係る環境の整備を図り**、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」
- ・第2条（定義）「特定放射性廃棄物とは、**再処理後に発生する第1種（ガラス固化体）第2種（それ以外の廃棄物）**」
- ・第3条（基本方針）「**経産大臣が基本方針を定め、公表しなければいけない**」

基本方針（2023/4/28）

- ・最終処分事業は、**国のエネルギー政策を推進していく上**での最重要課題の一つである。
- ・**国は**特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定の円滑な実現に向け、**前面に立って取り組む**ことが必要
- ・科学的により適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を示した「科学的特性マップ（平成29年公表）」等を通じ、**国民及び関係住民の理解と協力を得ること**
- ・国及び関係研究機関は、**幅広い選択肢を確保する観点から、使用済燃料の直接処分その他の処分方法**に関する調査研究を推進するものとする。

原点に戻れ：

「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」

-原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会最終報告書（1998年）

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/waste-manage/sonota/sonota12/siryo1.htm>

基本的考え方

- 今後の原子力政策がどのような方向に進められるにせよ、少なくともすでに存在する高レベル放射性廃棄物については、その処分を具体的に実施することが必要である。
- 透明性確保と情報公開
 - 処分地の選定経過や選定の理由について、公正な第三者がチェックを行うことや、実施主体の活動内容や操業状況について、外部から安全性を含めて定期的に確認し、評価する仕組みが考えられる
- 処分の技術と制度について
 - その時点での知見に基づくものであることから予見されていないことも起こりうる。このことを前提として、技術が社会的に受け入れられるような仕組みや制度を、リスクマネジメントの観点からも整備することが必要
- 処分地選定プロセス
 - 国は、選定の各段階において、事業計画や選定過程の妥当性などについて、技術的観点および社会的・経済的観点から確認する。そのさい、公正な第三者によるレビューの仕組みを考えておく必要がある。
 - 選定の各段階において地元の意見を反映するため、関係自治体および関係住民の意見を聞く機会を設けることとする。また、実施主体や関係住民など当事者が参加して検討する場を設けることが重要

法改正案：目的の再定義

- ・第1条（目的）「~~発電に関する原子力の適正な利用に資するため・・・使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする~~」

（改正案）「~~原子力発電を利用した現世代の責任として、次世代への負担を最小にするため、原子力発電後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を確実かつ柔軟に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、国民の安全と環境保全に寄与することを目的とする。~~」

法改正案：廃棄物の定義を拡大

- ・第2条（定義）「特定放射性廃棄物とは、再処理後に発生する第1種（ガラス固化体）第2種（それ以外の廃棄物）」
(改正案)（定義）「特定放射性廃棄物とは、**使用済み核燃料、並びに**再処理後に発生する第1種（ガラス固化体）第2種（それ以外の廃棄物）、**事故炉廃止措置から発生する**地層処分を必要とする廃棄物」
- ・第3条（基本方針）「経産大臣は・・・基本方針を定め、これを公表しなければならない」
(改正案)「**環境大臣**は・・・基本方針を定め、**国会の承認を得なければいけない**」

法改正案：国会の役割が重要

- ・第3条（基本方針）3：経産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ**原子力委員会の意見**を聞かなければいけない」
(改正案) 3：環境大臣は、基本方針を定めようとする時や、**処分計画全体について、あらかじめ国会が設置した「第三者機関」の意見**を聞かなければいけない。
(第三者機関)：国会は、政府・産業界から独立した、専門家による「第三者機関」を設置する。**第三者機関は、処分に関する基本方針、処分計画全体について評価・勧告**を行うことができる。

福島第一原発の廃止措置：「福島第一原発廃炉・復興法」の提案

- ・通常の原子炉廃止措置とは異なり、廃止措置の完了や、デブリ・廃棄物処分などについて、明確な法律による定義がない。ロードマップにも法的根拠がない。
- ・「～40年」で廃炉を完了させる、という現在のロードマップに科学的根拠もなく、信頼性も疑われている。そもそも「完了」の定義もはっきりしていない。
- ・事故後10年以上もたった現時点で、福島第一原発の廃止措置について、国会で改めて問題点を議論をし、廃止措置に関する法を定める時期ではないか。

原子力委員会（見解）「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期にわたる取り組みの推進について」

(2012年11月27日) https://www.aec.go.jp/kettei/seimei/20121127_1.pdf

（3）中長期措置に対する政府の責務

参考：チェルノブイリ廃炉法（1998年）

- ・正式名称「チェルノブイリ原子力発電所の今後の稼働、稼働状態から引き離し及び同原子力発電所の崩壊した4号機の環境学上安全なシステムへの変容に関する原則について」
- ・全13条構成：労働者保護に対する国の責任、廃炉の財政確保などの基本的原則を規定。
- ・（第1条）「シェルター施設」の定義：4号機から核燃料を含む物質（デブリ）を取り出すための設備・・・同原子炉を環境工学上安全なるシステムに変容させる活動を実施し・・・周辺環境の安全を保障するための諸機能を備えた複合設備を含む防護施設
——シェルターはあくまでもデブリ取り出し作業を完了させるための防護施設と規定

（出所：尾松亮「廃炉とは何か：もう一つの核廃絶に向けて」、岩波ブックレットNo. 1066, 2022）

参考：国家廃炉プログラム法（2009）

- ・（正式名称）「チェルノブイリ原子力発電所廃止措置及び『石棺』施設の環境学上安全なシステムへの変容国家プログラムについて」

1. 100年の廃炉工程を法制化：取り組みの完了には訳100年を要する

- ・その中で行うべき作業内容の順序を明記（追加遮蔽施設、石棺から燃料含有物質を取り出すこと、それら汚染物質を安全な中間保管状態に移すこと）
- ・政府が予算措置の責任を負う。

2. デブリを「高レベル廃棄物と定義」

石棺解体、デブリ取り出し、放射性廃棄物の安全貯蔵・処分の3段階をウクライナ議会が国の責任として定義した法律。それまでは石棺・シェルター作りまでしか、計画が明確でなかった。

（出所：尾松亮「廃炉とは何か：もう一つの核廃絶に向けて」、岩波ブックレットNo. 1066, 2022）